

できる！確定申告

(中)

税理士
井上 健幸さん



額が38万円超から76万円未満の場合、配偶者特別控除が受けられます。

配偶者特別控除は定額ではありませんので、配偶者の所得に応じて控除が受けられる可能性がある」と覚えておいてください。

配偶者控除の
合計所得とは
一般の場合は38万円、老人控除対象配偶者(70歳以上)の場合は、48万円となります。

配偶者控除は配偶者の合計所得が38万円以下の場合が対象です。合計所得といわれてもピンともない方も多いと思いますので、簡単に説明いたします。

配偶者控除・扶養控除等

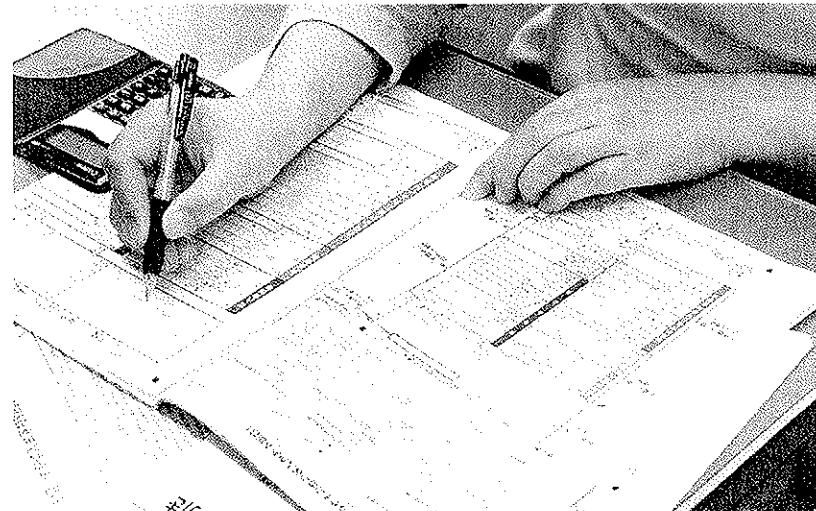
パートなどの給与所得のみの場合、103万円以下の場合(給与所得控除額65万円を差し引く)に該当します。また、配

偶者の所得が公的年金等のみの場合は1952年(昭和27年)1月2日以後に生まれた方であれば15万円以下の場合に該当します。配偶者控除の金

額は、控除対象配偶者が一般的な場合は38万円、老人控除対象配偶者(70歳以上)の場合は、48万円となります。

また、配偶者控除の対象にならない場合であっても、配偶者特別控除の

ですが、年末の忙しい時期ですので勤務先に頼まれてやむなく出勤となつたり、計算違いのために103万円を超えてしま



のために収入が減り扶養控除の対象になるようなケースです。特に、働き盛りの年齢の親族を病気等を理由に届け出ることを、ためらう方もいるでしょう。年末調整の再計算ということを考えられます。確定申告も一つの手段です。

判断力低下も

障害者控除が

障害者控除も適用を志

のがちな項目です。

勤務

先に届ける場合は障害者

手帳の写しを要求されま

すので、面倒だからして

いない人もいるでしょ

う。

障害といった高度なア

ライバーに関する事項

ですので、現在の年末調

整制度を見直しするべき

なのかも知れませんが、

認を行い、税金を還付し

出された場合、必要な確

定申告書が提出

ます。また、年とともに運動

能力や判断力の低下は避けられません。この場合

も、障害者控除の適用を検討してください。加齢による障害は回復が難しく年々悪化することが多い場合、昨年は適用していなかった場合であっても、今年から適用される、どころとは十分考えられます。

障害者控除には、一般

の障害者と特別の障害者

という二つの区分があり

ます。

介護保険上の要介護認

定程度によって、一般障

害者控除か特別障害者控

除かの判定を一律にする

といふ話も聞きます。

しかし、所得税の確定

手続きである確定申告と

介護サービスの提供のた

めの判断基準である両者

の基準は異なっていて當

たり前です。正しく判断

することと、無用な税金

は正しく還付を受けてくださる。(④月28日付)

ます。

田舎に仕送りされ

対象の場合も

った方などは、確定申告を検討してみる必要があります。

する控除対象扶養親族がいる場合に控除されま

す。よく勘違いされるのは同居しているかどうかで判断しがちなどひで

す。配偶者の所得が上記

各金額を1円でも超えてしまって、配偶者控除額

がゼロとなってしまういま

す。そこで、合計所得金

扶養控除は生計を一に

ている方も多いと思いま

す。弟姉妹に収入があった

が、その後に定年や病気